議案第１９１号

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例

（さいたま市市税条例の一部改正）

第１条　さいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （端末機を使用する方法による証明書の交付請求に係る手数料に関する特例） 第６０条　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、第１０条第２項の規定については、同項中「２００円」とあるのは、「１０円」とする。	附　則 （電子情報処理組織を使用する方法による証明書の交付請求に係る手数料に関する特例） 第６０条　さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和４年さいたま市条例第４６号）の施行の日から令和８年３月３１日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年さいたま市条例第６６号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により交付の請求（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

	録をして請求するものに限る。）を行う場合の第１０条第１項及び第８２条の３第１項の規定の適用については、これらの項中「３００円」とあるのは、「２００円」とする。

（さいたま市事務手数料条例の一部改正）

第２条　さいたま市事務手数料条例（平成１３年さいたま市条例第６９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 １～３　［略］ （端末機を使用する方法による証明の交付請求に係る手数料に関する特例） ４　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、別表第１項中「２００円」とあるのは、「１０円」とする。	附　則 １～３　［略］ （電子情報処理組織を使用する方法による証明の申請に係る手数料に関する特例） ４　さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和４年さいたま市条例第４６号）の施行の日から令和８年３月３１日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年さいたま市条例第６６号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の次に掲げる証明に係る手数料の額については、別表第１項の規定にかかわらず、１件につき２００円とする。 ⑴　市税に係る証明（さいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）第１０条第１項及び第８２条の３第１項に規定する証明書による証明を除く。） ⑵　身分に係る証明

	⑶　現に婚姻していないことの証明

附　則

この条例は、令和９年２月２６日から施行する。